

■発行/ごみ減量対策課 〒192-8501 元本郷町三丁目24番1号 ☎620-7256 (直通)
■ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/gomi/index.html>

10月1日から「Pマーク」は全て資源物

市はこれまで、資源物として出せるプラスチックを3品目に限定していましたが、10月1日から「Pマーク」のあるプラスチック製容器包装」を全て資源物とします。これにより、不燃ごみを大幅に減らすことができます。

また、現在集積所で回収している資源

物を、戸別回収に変更します。これまでの集積所回収では資源物を出すのが重い、遠いなどの声がありました。資源物を出しやすくすることで、分別を促進してさらにごみの減量を進め、環境への負荷がでる限り低減される「循環型都市八王子」を、皆さんとともにめざしていきます。



▲Pマークを目印に、プラスチックと不燃ごみを分別

10月からの実施に先立ち、市民の方に、不燃ごみを新しい方法で分別していただき、感想を伺いました。



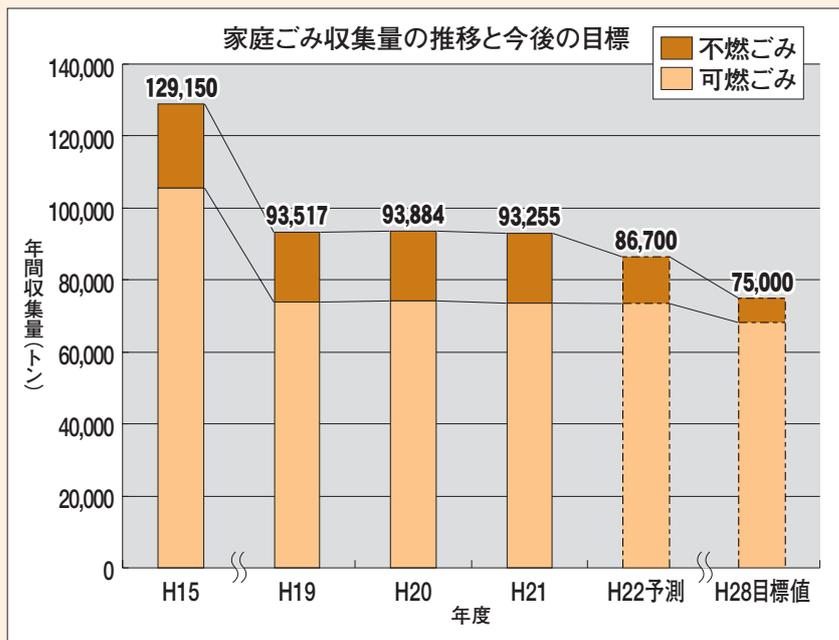
協力していただいた元八王子町三丁目の小原さんご夫妻

もくじ(主な内容)

- P2…プラスチック資源化拡大によりさらなるごみ減量を
 - ・プラスチック資源化拡大特集号を全世帯に配布
 - ・町会・自治会へ説明に
- P3…不燃ごみ5リットル袋を販売
 - ・40リットル袋のばら売り
 - ・資源物の持ち去りを禁止する条例改正
 - ・多摩清掃工場に搬入する収集可燃ごみの地域を拡大
- P4…お知らせ

不燃ごみを一つひとつ見ると、Pマーク(♻️)が付いたものが本当に多く、分別すると不燃ごみがとても少なくなることに驚きました。食べ物の容器だけでなく、洗剤の詰め替え用袋や、ワイシャツが入っている袋にもPマークは付いているですね。小さくて見つけにくいものもありましたが、見つけたときは「あっ、ここにあった!」と思わず声に出してしまいました。資源にするためには汚れを落とす必要があります。少し手間もかかりますが、環境のためには私たちの身近な生活の見直しが必要なので、今後も分別に協力しようと思います。

～プラスチックの資源化拡大によりさらなるごみ減量を～

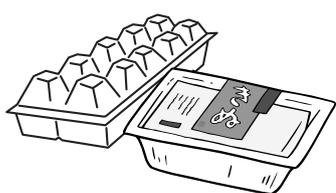


家庭から収集するごみ量は、平成16年10月のごみ有料化により大幅に減少し、現在もその効果を維持しています。10月からのプラスチック資源化拡大の実施、資源物の出し方の変更及び可燃ごみの中に10パーセント以上含まれる資源化可能な紙類の分別を進めていくことで、22年度のごみ収集量は21年度と比べ約6千500トン(約7パーセント)減るを見込んでいます。

また、28年度では、可燃ごみ・燃やさないごみ合わせて計画収集量を7万5千トン(19年3月策定「ごみ処理基本計画」として、21年度と比べ約1万8千200トン(約19パーセント)の減量を目標としています。

皆さんのご協力をお願いします。

10月からプラスチックとして回収するものは マークが目印です



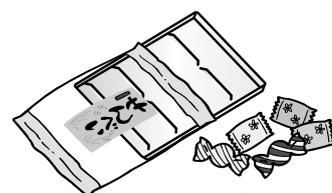
▲豆腐・卵などのパック



▲お菓子などの袋



▲果物をお包んでいるネット



▲菓子の小袋、仕切りトレイなど



←プリン・ヨーグルトなどのカップ



▲弁当・惣菜などの容器



▲食品をお包んでいるラップ・フィルム

このようなプラスチック製の容器や包装が回収の対象です

「ごみ・資源物の出し方の変更」についてのお知らせ

広報「プラスチック資源化拡大特集号」を全世帯に戸別配布します

新しい「ごみ・資源物の出し方」を解説した、広報はちおうじ『プラスチック資源化拡大特集号』を7月下旬に、全世帯へ戸別配布します。プラスチックの分別方法や出し方などについては、この広報特集号をご覧ください。

なお、10月から使用する新しい「収集カレンダー」と、ごみ・資源物の分別方法などを詳しく説明した「分別の手引き」を、9月上旬に戸別配布します。

お問い合わせは、ごみ減量対策課(☎620・7256、FAX626・4506)へ

町会・自治会などへ説明に伺います

10月からの「ごみ・資源物の出し方」について、市の職員が直接お伺いして説明します。

対象は町会・自治会・マンションの管理組合など。原則10人以上の参加と会場(町会会館など)のご用意をお願いします。

お申し込みは、ごみ総合相談センター(☎696・5353、FAX692・0900)へ

不燃ごみ5リットルの袋を 新たに販売

～7月15日から指定袋取扱店で～

今まで不燃ごみとして収集していたプラスチック類のうち、マークのあるものは資源物に、汚れたものやおもちゃなどのプラスチック製品は可燃ごみとなるため、不燃ごみが大幅に減少することが予想されます。そこで、新たに不燃ごみ専用ミニ袋(5リットル)を販売します。



▲ミニ袋でごみ減量を

40リットルの袋のばら売り (1枚単位で販売)を実施

～7月15日から一部の取扱店で～

不燃ごみの減少が予想されることや、40リットルの袋はたまにしか使わないという声があることから、40リットル袋(可燃ごみ・不燃ごみとも)のばら売りをを行います。

ばら売り取扱店は7月下旬に全世帯に配布する『プラスチック資源化拡大特集号』でお知らせします。



▲1枚75円で販売。必要な枚数だけご購入いただけます。

資源物の持ち去りを禁止する条例改正を予定

ごみ集積所から市の指定業者以外の者が、資源物を無断で持ち去る行為が後を絶ちません。市はこうした行為を禁止し、違反者に罰金を科せるよう「八王子市

廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の一部改正を予定。平成22年10月からの施行をめざしています。

今年も夏休みに 小学生ポスター 全作品を掲出

市では小学4年生を対象に、ごみ問題に関するポスターを募集し、毎年3,000点を超える作品が集まります。

ごみ問題や未来の地球などをテーマにした作品をぜひご覧ください。

場所 JR八王子駅北口地下広場

期間 8月1日(日)～9月30日(木)



▲昨年の作品から

10月から多摩清掃工場へ収集可燃ごみを 搬入する地域を拡大します

平成16年10月のごみ有料化後6年が経過しようとしている現在もごみの減量効果は持続しています。

この成果として、清掃工場の効率的な施設運営から、現在の市内3工場(戸吹、北野、館清掃工場)と多摩清掃工場(多摩市、町田市、八王子市で運営)の処理体制から、1工場の停止が可能となり、稼働開始から28年が経過し老朽化が著しく、発電や余熱利用設備が無い館清掃工場を停止することができる状況となりました。このため各工場への収集可燃ごみ搬入地域を見直し、多摩清掃工場との相互協力から、多摩清掃工場へ搬入する地域を今年10月から拡大します。

なお、収集地域の見直しにより、収集時間に変更になりますので、ごみは午前8時30分までにお出してください。

【拡大する地域】

打越町、宇津貫町、大船町、片倉町、北野台1～5丁目、絹ヶ丘1～3丁目、小比企町、館町の一部、寺田町、中山、長沼町、七国1～6丁目、南陽台1～3丁目、西片倉1～3丁目、兵衛1・2丁目、みなみ野1～6丁目、及び多摩ニュータウン地域以外の上柚木、下柚木、堀之内、鍮水

※上記の拡大する地域から、可燃・不燃・粗大ごみを多摩清掃工場へ持ち込むことはできません。

お知らせ

●7～9月は毎週ペットボトルを回収します

夏はペットボトルの消費量が急増するため、7～9月は毎週回収します。中をすすぎ、キャップは必ずはずして、回収日に資源物集積所へお出してください。

なお、はずしたキャップは、プラスチックとして出してください。

●使用済小型家電を回収しています

市は、平成21年度から環境省、経済産業省、東京都と連携した「使用済小型家電の回収モデル事業」を実施し、22年2月末までに6,154個の小型家電が集まりました。

今年度も12月28日まで、引き続き市民センターなど市内51箇所に設置する回収ボックスや市の催しなどで回収していきます。

回収品目 15cm×25cm以下の小型家電

(例) 携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、小型ゲーム機、電子辞書、電卓、カーナビ、携帯用DVDプレーヤー、携帯用ラジオ、携帯用液晶テレビ、付属品など

※詳しくは市のホームページをご覧ください。

6月に開催された環境フェスティバルでの回収風景。携帯電話やデジカメなどには、ニッケルやコバルトといったレアメタル(希少金属)が使用されています。

レアメタルのリサイクルに皆さんもご協力ください。



●資源物の集団回収団体に補助金

市は、資源物を回収する団体に、その量に応じて補助金を交付しています。対象は、営利を目的とせず、年に3回以上、市内一般家庭から出る下表の品目を回収する市民団体(町会・自治会・子ども会など)です。

補助金交付には事前の登録が必要となります。(平成21年度は407団体が登録)皆さんの地域でも資源集団回収を始めてみませんか。

資源集団回収補助単価					
品目	単位	単価	品目	単位	単価
新聞紙		8円	生きびん(※1)	1本	5円
雑誌		10円	雑びん・カレット(※2)		10円
ダンボール	1kg	8円	スチール缶	1kg	10円
牛乳パック		15円	アルミ缶		30円
布類		8円	金属くず		10円

(※1) 生きびん = 洗って繰り返し使用できるびん

(※2) 雑びん・カレット = ガラスびんの原料となるもの

●家庭用生ごみ処理機器購入費の一部を補助

対象 市内在住で生ごみ処理機器を購入し、市内で継続的に使用する方。処理機器購入後1年以内で、同一世帯では1年につき1基まで

対象機器 生ごみ堆肥化容器や機械式生ごみ処理機器などの市販されている全ての機種(処理した生ごみを直接排水管に流すデスポーザーは除く)

補助金額 購入金額(機器本体のみ・税込み)の2分の1以内で限度額2万円

申請方法 ①生ごみ処理機器の領収書(購入機種、申請者の氏名、販売店名、購入年月日のあるもの)、②メーカー保証書または取扱説明書の写し、③口座番号が分かるもの、④印鑑(朱肉を使用するもの)をご持参のうえ、直接市役所ごみ減量対策課(☎620-7256、FAX626-4506)窓口へ

【指定収集袋・粗大ごみ処理券(新規・廃止) 取扱店一覧(町名は50音順)】

新規取扱店(指定収集袋・粗大ごみ処理券とも)		粗大ごみ処理券も取扱を始めました	
諏訪町499	ウエルシア薬局 八王子諏訪店	館町2300-1	フードワン ゆりのき台店
別所2-18	クレヴィア京王堀之内パークナードⅠ内フロント	みなみ野1-8-1	三和 八王子みなみ野店
元横山町2-15-21	ファミリーマート 八王子いちようホール通り店	相模原市緑区向原3-9-7	カインズホーム 城山店
新規取扱店(指定収集袋のみ取扱)		廃止	
上柚木3-13-1	オーケー 南大沢店	絹ヶ丘1-50-12	セブンイレブン 北野台店
		狭間町1452-5	コープとうきょう 狭間店